### USTR が 2007 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表

2007 年 4 月 2 日 JETRO NY 澤井、中山

USTR は本日、2007 年外国貿易障壁報告書(National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers、NTE レポート)を公表した(全 650 頁)<sup>1</sup>。なお、議会には 3 月 30 日に提出されているところ。

同報告書は、1974年米国通商法 181条に従い、USTR が、大統領及び議会に対して、外国(63の国・地域等)の貿易制限的な政策・慣行等(貿易障壁)に関する報告を行うもの。例年3月末に公表される。同報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産権の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられる。

このうち、知的財産保護に関しては、同報告書が通商法スペシャル 301 条に係る手続きの基礎となる。USTR は、同報告書の提出から 30 日以内に、「スペシャル 301 条報告書」を作成し、知的財産保護の不十分な国に対し「優先国」を特定し調査及び協議を開始、協議が不調の場合は対抗措置(制裁)への手続を進めることとなる。

以下、同2007年外国貿易障壁報告書のうち、我が国の知的財産関連部分に関する報告内容を詳述する。

#### (総論)

我が国知的財産保護に関する総括部分は昨年と変わらず。知的財産保護の日本の取組みに引き続き改善が見られると評価しつつも、①持続的な特許関連問題への取組み、②著作物保護の改善と拡張(特にインターネット上)、③効果的な周知商標保護、④地理的表示の保護、⑤営業秘密情報の保護及び⑥水際規制の継続的な改善について、さらなる行動が必要と指摘している。

なお、昨年の同報告書<sup>2</sup>に対し、我が国は、「日本政府のコメント」<sup>3</sup>として、特許訴訟手続、著名商標保護、地理的表示保護等を適切に行っている旨言及してきたが、知財高裁の発足等一部を除き、本年の外国貿易障壁報告書において、こうしたコメントを反映した特段の論評はない。

1

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> http://www.ustr.gov/Document Library/Reports Publications/2007/2007 NTE Report/Section Index.html

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 2006年3月31日付け知財ニュース「USTR が 2006年外国貿易障壁報告書(NTEレポート)を公表」参照

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizaj/ustr/pdfs/06 comment i.pdf

# (特許)

上記特許関連記述においては、冒頭、06年7月開始の日米特許審査ハイウェイ試行プログラム<sup>4</sup>が取り上げられ、日米の特許分野の協力事項として新たに紹介されている。こうした特許分野における二国間及び国際的な協力が進展しているとしつつも、昨年と同一の記述として、裁判所における特許訴訟手続の遅延、ディスカバリー手続きを遵守させるための効果的手段の欠如、及び、ディスカバリーで提示された秘密情報に対する適切な保護の欠如に引き続き懸念を表明している。これに加え、今般の報告書では狭いクレーム解釈(claim interpretation)に対する懸念も追加されている。

また、昨年の報告書と同様、00年1月に施行された特許侵害訴訟に係る一連の法 改正を評価するも、実際に外国特許権者の訴訟コストが下がるか否かを引き続き監 視するとしている。また、新たな記述としては、05年の知財高裁の設立が追加されて いる。

結語として、米国は日本の特許保護レベルの向上を歓迎しつつ、規制改革イニシアティブを含め、あらゆるフォーラを通じ制度強化に向けて日本との連携を深めていくとしている。なお、同イニシアティブにおいて、新たな対日要望<sup>5</sup>として、3年間の審査繰り延べ制度(審査請求期間)の再検討や断片的な審査を防止する手続きの採用を求めていることを紹介している。

# (著作権)

著作権については、映画館等における盗撮対策の法整備、著作権侵害における親告罪の見直しが有益なものであると新たに指摘。この他では、一部表現が変わるが、実質的な異同はない。具体的記述としては、日本のインターネット・サービス・プロバイダ責任法が十分な保護を提供していない点、著作権法上の技術的保護手段の解除装置への対抗規定の射程が狭い点、個人的利用の例外等に懸念を示すとともに、著作権保護期間の延長等に関心を持ちつつ、引き続きこれを促すとしている。

### (商標)

商標については、不正競争防止法に周知商標保護規定が存在するにもかかわらず、 当該周知商標の保護が登録又は指定(registration or designation)等の観点から依 然として弱いと指摘。なお、ある商標が周知か否かをJPO職員が職権で判断している 点や、周知商標リスト・アプローチでは多くの分類において防衛的な登録が必要となる ため負担がかかるという、昨年まで指摘され続けた米国側の具体的な懸念事項は今

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> http://www.jpo.go.jp/torikumi/t torikumi/highway pilot program.htm

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>http://www.ustr.gov/assets/World\_Regions/North\_Asia/Japan/Regulatory\_Reform\_Initiative/asset\_upload\_file724\_10213.pdf

回の報告書の記述から落とされ、代わりに前掲の「登録又は指定等の観点」という曖昧な記述となった。

# (地理的表示)

地理的表示に関しては、昨年と全く同じ記述。日本が、地理的表示の誤用を防ぐ法 的手段を利害関係者に提供しているか、商標と地理的表示との紛争を解決する法的 手段を商標保有者に提供しているかは未だ定かではないとしつつ、日本政府が地理 的表示保護問題を検討中であることに理解を示し、その努力を全面的に支持する旨 表明している。また、商標登録審査において未公開の地理的表示リストが存在するか 不明確である点、ワイン及びスピリッツの保護規定の「地理的表示に関する表示基準」 により外国の地理的表示が登録できるか等、更なる情報を期待するとしている。

### (営業秘密)

同項に関しても、昨年と同一の記述。民事訴訟法の改正により、営業秘密が含まれる裁判所記録を閲覧の対象外としたものの、憲法上、裁判の非公開が禁止されているため、依然、米国や他の先進国に比し、営業秘密の保護が不十分であると指摘。03年に営業秘密の不正入手、使用、開示に対して刑事罰を適用する不正競争防止法の改正が行われたものの限定的であり、更なる改正を要請している。

#### (国境における取締り)

同項に関しても昨年と同一の記述。税関による水際措置において、外国の権利者に対して、より簡便な手続きとなるよう、申請、検査、阻止手続きを改善すべきと指摘。水際取締りに対するリソースの増強を評価しつつ、一層のエンフォースメントの強化を要望している。

(了)